

一般財団法人 日本建築総合試験所
既存建築物耐震診断等判定事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める既存建築物耐震診断等判定事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第16条に基づき、法人が実施する既存建築物耐震診断等判定業務（以下、「判定業務」という。）に係わる料金（以下、「判定料金」という。）に関し、必要事項を定めるものである。

(判定料金)

第2条 法人は、判定業務の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、判定料金には、既存建築物耐震診断等判定報告書（以下、「判定報告書」という。）の正本1部、副本1部の発行費用を含む。

建築物種別		延べ面積	耐震診断判定	耐震補強計画判定	総合判定
学校施設	校舎等	2,000 m ² 以内	165,000 円	220,000 円	330,000 円
		2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	220,000 円	275,000 円	440,000 円
		4,000 m ² 超	別途算定		
	屋内運動場	2,000 m ² 以内	220,000 円	275,000 円	440,000 円
2,000 m ² 超		別途算定			
学校以外の 公共公益 施設	標準架構 を有する 建築物	2,000 m ² 以内	165,000 円	220,000 円	330,000 円
		2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	220,000 円	275,000 円	440,000 円
		4,000 m ² を超え 8,000 m ² 以内	330,000 円	396,000 円	638,000 円
		8,000 m ² 超	別途算定		
一般建築物	吹き抜け架構 を有する 建築物	2,000 m ² 以内	198,000 円	242,000 円	363,000 円
		2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	242,000 円	297,000 円	451,000 円
		4,000 m ² を超え 8,000 m ² 以内	330,000 円	396,000 円	638,000 円
		8,000 m ² 超	別途算定		

(消費税等 10%を含む)

- 2 構造上特殊な建築物、特殊耐震補強構法を用いる建築物など、法人が耐震診断及び耐震補強計画の審査の難易度が高いと判断した建築物については、前項の料金表に記された建築物の判定であっても、判定業務に必要な料金を別途算定することができる。
- 3 法人は、第1項の料金表のうち、別途算定と記した箇所の料金については、延べ面積、構造種別、構造又は耐震補強工法の特殊性などを考慮して、建築物毎に料金を算定する。

- 4 時刻歴応答解析による耐震性能の審査が必要な建築物については、1棟につき500,000円(消費税等10%含み550,000円)の料金を第1項～第3項に示す判定料金に加算する。
- 5 構造規模、構造種別、架構形式等から、法人が類似であると判断した建築物を2棟以上同時に申し込んだ場合には、2棟目以降の建築物の判定料金を、最大50%を限度に減額することができる。

(判定報告書の変更等に係る料金)

第3条 業務規程第15条第1項に定める再判定を行う場合の料金は、第2条の規定により算定された正規の判定料金の1/2とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人は、変更内容の審査の難易度に応じて再判定の料金を増減することができる。
- 3 業務規程第15条第2項及び第3項に定める判定報告書の修正再発行を行う場合の料金は、下表とする。

判定料金	発行料金	
	正本	副本
10万円以下	1,100円	220円
10万円超100万円以下	5,500円	2,200円
100万円超	11,000円	5,500円

(消費税等10%を含む)

(判定業務に係る追加料金)

第4条 判定報告書の発行又は判定報告書の修正再発行に際して、申込者より判定報告書の追加発行を求められた場合の料金は、第3条第3項に準じるものとする。

(その他の費用)

第5条 前条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

(判定料金等の納入)

第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(判定料金等の還付)

第7条 法人は、業務規程第17条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。

(附則 1)

- 1 この規程は、2013年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2019年10月1日から施行する。